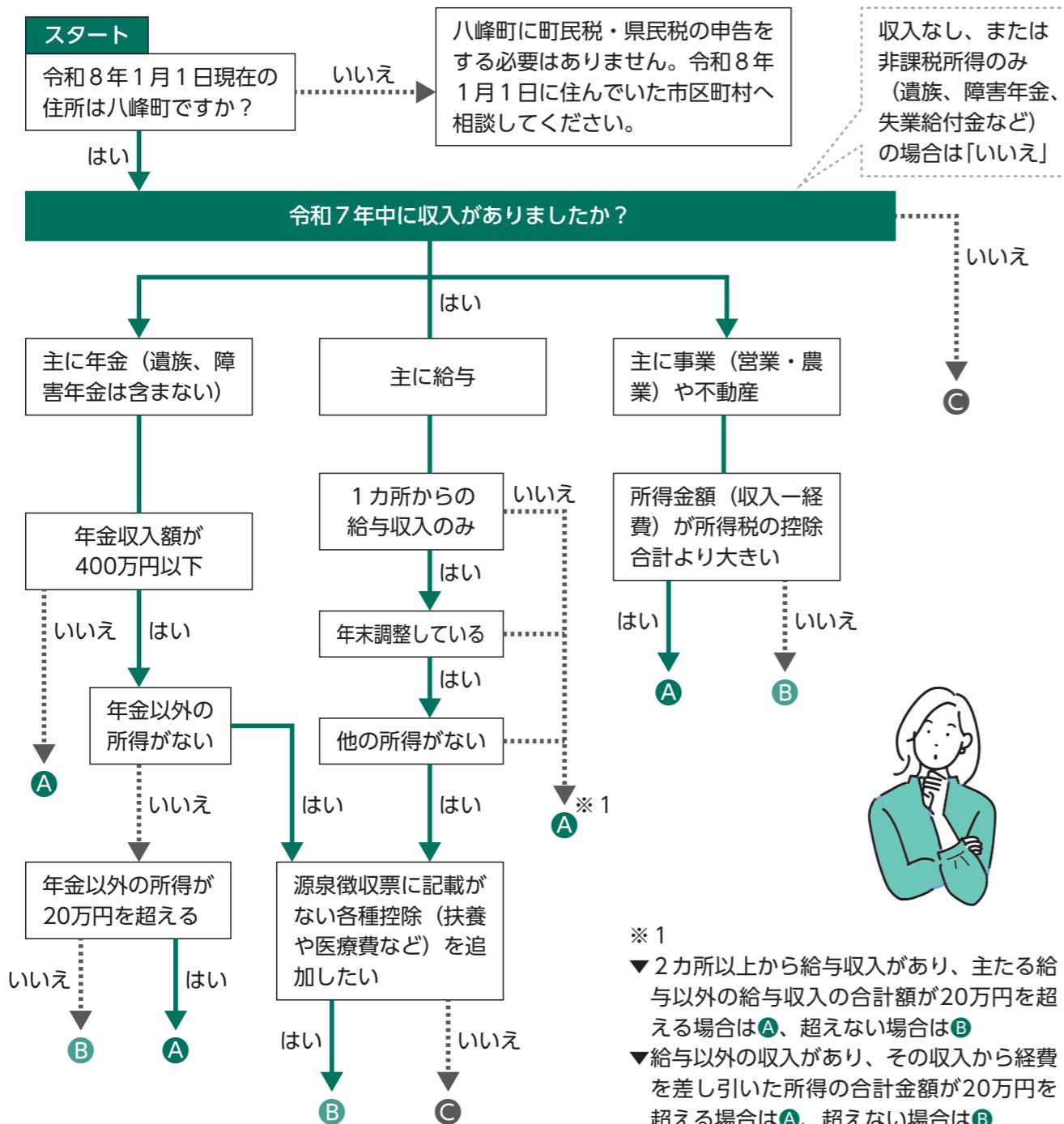




所得税または町民税・県民税の申告が必要・不要?



判定結果

このフローチャートは目安です。内容によって申告方法が異なる場合があります。

A	所得税の確定申告が必要です。 (還付される場合を除きます)	所得税の確定申告を提出すれば、町民税・県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B	町民税・県民税の申告が必要です。	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	所得税の確定申告、町民税・県民税の申告は必要ありません。	

能代税務署からのお知らせ

- #### ○令和7年分確定申告会場について

【会 場】能代合同庁舎3階 能代市末広町4-20

【開設期間】令和8年2月16日(月)～3月16日(月)(土、日、祝日等除く)

ただし、不動産等の譲渡（売却）をされた方や、

【開設時間】午前9時～午後5時

※入場整理券配付時間 午前8時30分～午後4時



- 確定申告会場への来場を検討されている方へ

申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。

会場での当日配付の状況によっては、後日の来場をお願いする場合がありますので、国税庁LINE公式アカウントからオンライン事前予約をお願いします。
当日の相談予約は、相談枠に限りがありますので、オンライン事前予約を是非ご利用ください。



国税庁LINE公式
アカウント

会場では、ご自身のスマートフォンおよびマイナンバーカードを使用して申告書等を作成いただきますので、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードの2種類のパスワードをご用意ください。

問合せ先 能代税務署 ⑥52-6111

障害者控除、配偶者(特別)控除 または扶養控除について

- ・障害者控除を適用するためには、原則申告が必要となります。
障害者手帳または福祉保健課より発行される障害者控除対象者認定証を持参の上、申告してください。
 - ・配偶者（特別）控除または扶養控除についても原則申告が必要となります。
※年末調整等により給与支払報告書または年金支払報告書にて申告済みの方は
申告の必要はありません。

